

会報

宮崎県建設業協会機関誌

Monthly Association Construction Industry NEWS



12 2018
No.530

出前講座
現場見学会

[平成 29 年 11 月 20 日(月) 9:20~10:20]
宮崎県立日向工業高等学校 建築科 1 年生 34 人



一般社団法人 宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号
TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

目次 CONTENTS

●平成30年12月の行事予定	1
●県協会HP掲載項目案内（11月分）	2
●会員の異動状況	2
●宮崎県建設業協会員数の推移	2
●宮崎県建設業協会	
1.（一社）宮崎県建設業協会から長峯誠参議院議員に 推薦状及び地元選出国會議員への要望活動について	3
2. 国土交通省 池田豊人道路局長への要望活動について	4
3. 「河野しゅんじ宮崎県知事と語る会」が開催される	5
4. 「平成30年度宮崎県建設産業団体連合会代表者会議」が開催される	5
5. 平成30年度第7回常務理事会を開催	6
6. 平成30年度建設雇用改善推進表彰式を開催	7
7. 建設人材育成・確保支援事業 平成30年度出前講座・現場見学会を実施	8
8. 建設人材育成・確保支援事業「H30みやざき建設技術フェア」を開催！	13
9. 公共事業労務費調査（30.10月調査）最終対策説明会を開催	14
10. 平成30年度宮崎県委託事業「宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業」について	14
11. 平成30年度2級建設業経理士に係る受験準備講座の開催案内	15
12. 平成30年度テレビCM放送のご案内	16
●雇用改善コーナー	
働き方改革「労働時間法制の見直しについて」のご案内	17
●事業協同組合	
1. 下請セーフティネット債務保証制度について	23
2. ドローンの取り扱い窓口を開設しました	24
●技士会	
1. 「監理技術者講習」について	25
2. 第23回土木施工管理技術論文・技術報告募集のお知らせ	25
●建退共	
1. 建退共事務担当者研修会を開催しました	26
2. 理事長表彰伝達式について	26
3. 建退共宮崎県支部取扱状況（10月分）	26
●建災防	
1. 平成30年度建設業年末年始労働災害防止強調期間について	27
2. 平成30年度宮崎県産業安全衛生大会が開催されました！	29
3. 労働保険適用促進強化期間について（宮崎労働局よりお知らせ）	30
4. 建設工事の職場環境改善実務担当者講習会の開催について	31
●火薬協会	
1. 平成30年度火薬類保安検査及び武器等製造販売立入検査について	32
2. 火薬関係講習会の日程について（今年最後の講習会です。）	33
●保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（10月分）	34
2. 中間前払金制度のご案内	35
●建設業情報管理センター	
経営状況分析の申請は、一般社団法人建設業情報管理センター（CIIC）へ	36
●建設業福祉共済団からのお知らせ	
＜法定外労災補償制度＞建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！	37

平成30年12月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火災協会・保証会社
1	土			
2	日			
3	月		県下一斉木造建築現場パトロール	
4	火	宮崎県議会 11 月定例会閉会	足場の組立て等作業主任者技能講習(清武 5日まで)	
5	水	農業土木委員会及び県との意見交換会		
6	木	九州建設業協会 総務・経理担当者会議(佐賀)		
7	金		小型車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転の業務に係る特別教育(清武 8日まで)	
8	土			
9	日			
10	月		フルハーネス型安全帯に係る特別教育(清武)	
11	火			
12	水			
13	木	県協会 常務理事会及び県との意見交換会	フルハーネス型安全帯に係る特別教育(延岡)	
14	金	全国土木施工管理技士会 事務局長会議(東京)	車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習(延岡 15日まで)	
15	土			
16	日			
17	月		災防団体連絡協議会(宮崎)	
18	火			
19	水			
20	木		建災防 九州・沖縄地区事務担当者会議(沖縄)	火災保安講習会(宮崎)
21	金			
22	土			
23	日	天皇誕生日	天皇誕生日	天皇誕生日
24	月	振替休日	振替休日	振替休日
25	火			
26	水			
27	木			
28	金	仕事納め	仕事納め	仕事納め
29	土			
30	日			
31	月			

県協会 HP 掲載項目案内(11月分)

【ホームページ】

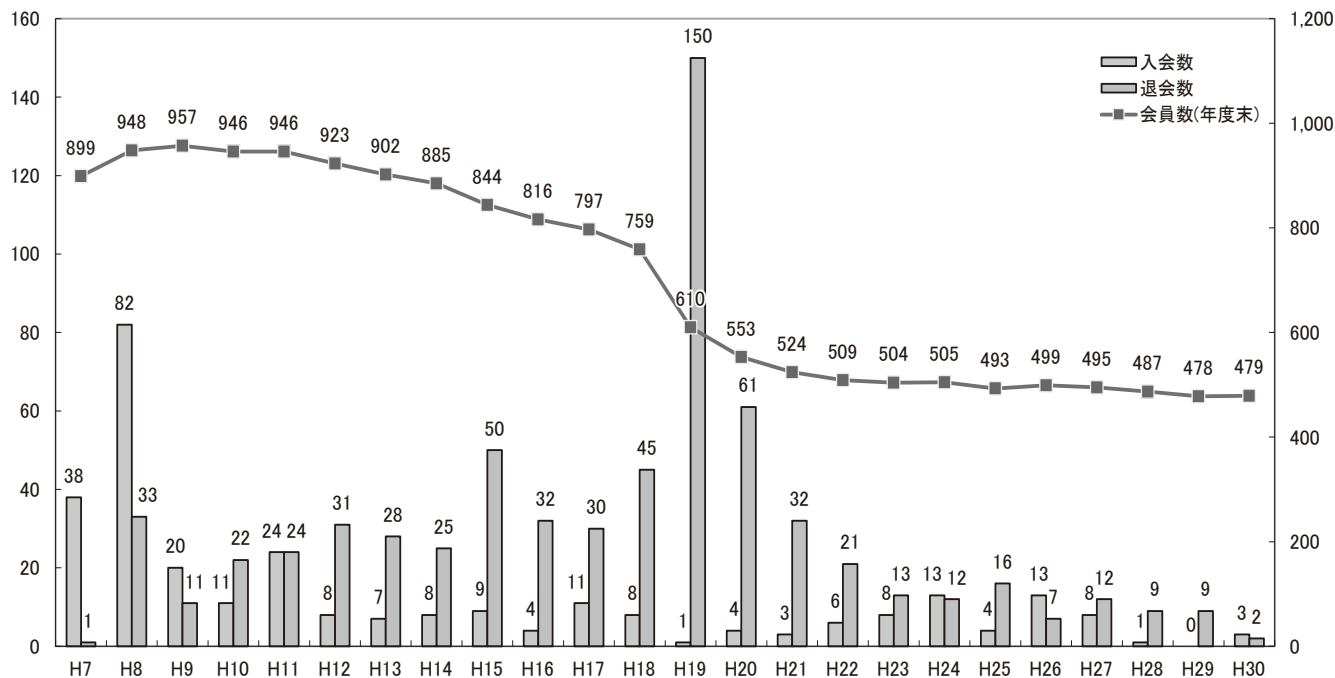
項 目	所 管	形 式
H30.10.29付 九州ブロック発注者協議会 平成30年11月時点の発注見通しを一元化し、公表します	宮 崎 県 建 築 業 協 会	html
H30.10.29付 11月は「建設業取引適正化推進月間」です～みんなで守る適正取引～	国 土 交 通 省 九州地方整備局	html

会員の異動状況

【代表者、組織、所在地等】

地 区 名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
串 間	(有) 野 元 組	代 表 者	野辺 達郎	野辺 富生

宮崎県建設業協会員数の推移



年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478
入 会 数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	13	8	1	0	3
退 会 数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	7	12	9	9	2
年 度 末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	479

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退(68社脱退)、H30はH30.11.28現在

宮崎県建設業協会

1. (一社) 宮崎県建設業協会から長峯誠参議院議員に推薦状及び地元選出国會議員への要望活動について

(一社) 宮崎県建設業協会は、平成 31 年 7 月に行われる参議院議員選挙で 2 期目を目指す長峯誠参議院議員に、10 月 11 日 (木) 参議院議員会館において山崎会長から長峯誠参議院議員に推薦状を手渡しました。

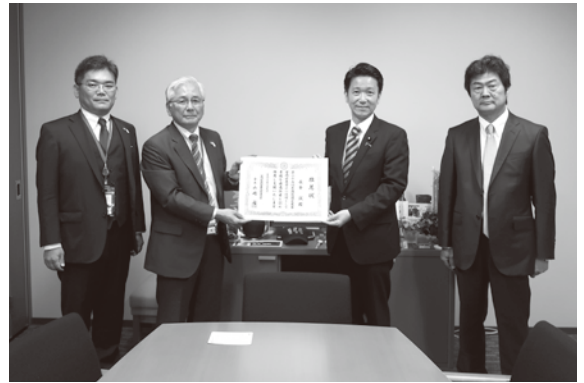
また、当日は、(一社) 宮崎県建設業協会常務理事全員で、地元選出国會議員への要望活動を行ない建設業が抱える諸問題について意見交換会を行いました。

本会からは、補正予算の早期編成並びに当初予算における公共事業予算の大幅な確保や、本県の高速道路整備について、建設業の厳しい現状や担い手確保のため、週休 2 日制の実現等、働き方改革への取り組みとしての労務費引き上げの必要性等について訴えた。

国會議員の皆様には、遅れている本県のインフラ整備や南海トラフ地震津波対策等に係る補正予算や当初予算確保等に向け、国會議員が一丸となって取り組んでいく等力強い言葉をいただいた。

本会の要望事項は次のとおり。

- 1 平成 30 年度補正予算の早期編成と本県への優先配分
- 2 平成 31 年度公共事業当初予算の大幅な増額確保
- 3 東九州自動車道、九州中央自動車道及び都城志布志道路等の早期整備と暫定 2 車線区間の早期 4 車線化、並びに国県道の改良促進
- 4 「宮崎県国土強靱化計画」に基づく、南海トラフ地震・津波や治水対策等の推進と予算の別枠確保
- 5 働き方改革への取り組み (週休 2 日制の実現)
- 6 低入札価格調査基準 (最低制限価格) の引き上げと上限の撤廃



長峯誠参議院議員へ推薦状



常務理事と国會議員の先生方

懇親会には佐藤のぶあき先生と足立としゆき先生にも出席いただきました



地元選出国會議員との意見交換会

2. 国土交通省 池田豊人道路局長への要望活動について

10月11日、本協会は、国土交通省池田豊人道路局長に対し、下記の項目について特段の配慮をいただくよう要望活動を行いました。



池田道路局長へ要望活動する山崎会長

本会の要望事項は次のとおり。

- 1 東九州自動車道・九州中央自動車道の早期完成及び安全性・利便性の向上
 - ・事業中区間の早期完成
 - ・未事業化区間（「油津～夏井」間、「蘇陽～五ヶ瀬」間等）の早期事業化
 - ・暫定2車線区間の4車線化
 - ・スマートインターチェンジの整備
- 2 直轄国道・地域高規格道路の整備推進
- 3 中山間地域における「命の道」となる道路の整備
- 4 道路施設の老朽化対策、防災・震災対策
- 5 建設業の生産性や安全性向上に資するICT活用の促進



常務理事と池田道路局長

3. 「河野しゅんじ宮崎県知事と語る会」が開催される

11月13日宮崎市内のホテルにおいて、「河野しゅんじ宮崎県知事と語る会」が開催された。日本塗装工業会宮崎県支部朽木充嗣支部長による開会の言葉、宮崎県建設業協会山崎司会長の挨拶に続き、来賓の自民党宮崎県支部連合会坂口博美会長に挨拶をして頂いた。また、宮崎県管工事協同組合連合会長倉康治理事長、宮崎県建築士事務所協会福澤幸雄会長、宮崎県測量設計業協会西田靖会長が建設産業の現状や要望などを交え激励の挨拶。その後、河野知事に「政策提案」等について講演をして頂き、宮崎県建設機械器具リース業協会後藤健治会長による挨拶で閉会した。



河野知事挨拶



来賓挨拶 (坂口会長)



会長挨拶 (山崎会長)



挨拶 (長倉理事長)



挨拶 (福澤会長)



挨拶 (西田会長)



宮崎県知事と語る会①



宮崎県知事と語る会②

4. 「平成30年度宮崎県建設産業団体連合会代表者会議」が開催される

11月13日宮崎市内のホテルにおいて、建産連27団体による代表者会議が開催された。「働き方改革への対応について～週休2日と担い手確保について」を議題とし、完全週休2日に向けて全団体が一体となって努力及び推進していくことを申し合わせた。



建産連団体連合会代表者会議



会長挨拶(山崎会長)

5. 平成30年度第7回常務理事会を開催

平成30年11月6日(火)12時25分、宮崎県建設会館2階「委員会室」において、樫村事務局長が定足数(13/13名:会成立)の報告をして開会を宣した。

開会にあたり山崎会長より「宮崎県知事の事務所開きには、寒い中参加していただき感謝する。10月24日には熊本市で九州地区建設業協会の地域懇談会及び定例懇談会が開催され、週休2日についての要望等伝えてきた。また、10月31日には建設技術推進機構の講演会があり、国交省都市局長 青木氏と河川情報センター業務執行理事 越智氏には有意義な話を聞いた。本日は県との意見交換会はないが、今後の入札関係や経営審査についての確認や意見を聞きたいとのことで県の管理課の方が来社される。11月13日には「河野宮崎県知事と語る会」が開催されるが、この機会に我々の思いを伝えると共に応援をしていきたい。ぜひご協力をお願いしたい。」と挨拶を述べ、議事に移った。

議題については次のとおり。

議題1 県との協議事項について

樫村事務局長が資料1に基づき、11月9日の予定している入札制度に関する意見交換会議題及び経営審査に関する情報について報告した。

議題2 参議院議員選挙対応について

樫村事務局長が資料2に基づき、土地改良政治連盟より依頼された自民党参議院議員宮崎まさお先生について紹介を行った。

議題3 河野宮崎県知事と語る会等について

樫村事務局長が資料3に基づき、11月13日の「河野宮崎県知事と語る会」への出席者及び当日予定について報告し、承認された。



第7回常務理事会

議題4 その他

(1) 「宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業」について

有馬コーディネーターが参考1に基づき、研修生の雇用状況(14人)と集合研修について報告した。また、事業予算に到達したため再委託契約は終了となることを報告し、承認された。

(2) 国会議員セミナーについて

樫村事務局長が参考2に基づき、国会議員のセミナーについて報告した。

(3) 宮崎商工会議所主催新年賀詞交歓会について

樫村事務局長が参考3に基づき、平成31年1月4日に開催される新年賀詞交歓会の確認を行った。

(4) 鎌原副知事と各地区建設業協会との意見交換会について

樫村事務局長が参考3に基づき、日程の確認を行った。

(5) その他

「第25回みやざきテクノフェア」と「先進建設・防災・減災技術フェア in 熊本」の開催案内を行った。

6. 平成30年度建設雇用改善推進表彰式を開催

11月8日（木）、平成30年度建設雇用改善推進表彰式を、一般社団法人宮崎県建設業協会（以下、県協会）と宮崎県建設産業団体連合会（以下、建産連）の2団体共催により、建設会館において開催した。

まず始めに、山崎会長より受賞者へ敬意と感謝を述べられ「建設産業が県民の安全・安心な生活の実現や地域経済の発展に大きな役割を果たしている一方、今後の建設業を担う若手の確保・育成が最大の課題であることを強調。若手の入職促進に向けた取り組みを推進する中で「その先頭に立って、地域建設業の大変革時代の波を切り拓いて欲しい」と挨拶され、下記受賞者に対して、それぞれ表彰状と記念品が贈呈された。

この表彰は、慣例として11月を建設雇用推進月間として実施するものであり、建設労働者の雇用の改善に努力され、その成果を上げられた事業所並びに功績のあった功労者を表彰することにより、雇用改善の推進、雇用の安定の気運の醸成に資することを目的とした表彰である。

受賞者は次のとおり。



山崎会長挨拶

【宮崎県建設業協会会長表彰】

【優良事業所表彰】

(株) 畑山建設 〔代表取締役 畑山 典秀 (串間市)〕
 (株) 山本組 〔代表取締役 角井 修一 (高原町)〕
 (株) 光技術開発 〔代表取締役 黒木 俊光 (日向市)〕



優良事業所協会長表彰

【功労者表彰】

中 馬 洋 一 〔(株)中馬建設 代表取締役 (高岡町)〕
 川 崎 耕 美 〔(有)川崎開発 代表取締役 (西都市)〕
 藤 原 宣 弘 〔興梠建設(有) 代表社員 (高千穂町)〕



役員功労者協会長表彰

【若年功労者表彰】

川 口 祐 企 〔龍南建設(株) (宮崎市)〕
 荒 武 正 樹 〔日南建設(株) (日南市)〕
 徳 満 英 裕 〔(株)徳満建設 (都城市)〕
 河 野 幸 治 〔(株)河 北 (都農町)〕
 田 邊 邦 暁 〔(株)田邊建設工業 (延岡市)〕



若年功労者協会長表彰

【宮崎県建設産業団体連合会会長表彰】

【優良事業所表彰】

(有) 黒木工務店 〔代表取締役 黒木 浩展 (高千穂町)〕

【功労者表彰】

黒仁田 晃 〔(有)クロニタ 代表取締役 (小林市)〕
 日 高 章 智 〔(株)あなぶき加賀城建設 相談役 (宮崎市)〕



優良事業所・功労者建産連会長表彰

7. 建設人材育成・確保支援事業 平成30年度出前講座・現場見学会を実施

建設人材育成・確保支援事業として、本会主催による出前講座、現場見学会を、都城工業高等学校（建設システム科1年40名）、宮崎農業高等学校（環境工学科2年40名）、宮崎工業高等学校（建築科1年40名）日向工業高等学校（建築科1年35名）の学生に対し、関係機関、建設業者の協力を得て9月から11月にかけて実施した。

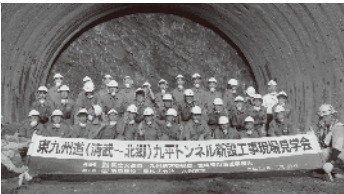
4校の生徒とも、授業では体験できない現場見学に対して、今後の進路選択の材料として熱心に耳を傾け、メモを取り、積極的に質問を投げかけていた。

現場見学会は、基幹産業としての建設業の活動状況、ものづくりの魅力等について、高等学校等の生徒、生徒の保護者及び教師に地域社会の建設現場等を実地に見学してもらい、建設業への理解を深めながら少子、高齢化社会への若年建設従事者の入職や定着促進を図ることを目的として平成3年から実施しているものである。

なお、25年度より、「建設人材育成・確保支援事業」として実施しており、建設業のPR事業として「出前講座」を併せて実施している。

見学先等については、下記のとおり。

（1）宮崎農業高等学校

出前講座（宮崎農業高等学校）	
1. 実施高校	宮崎農業高等学校 環境工学科 2年生 40名（うち女子3名）教師 2名
2. 実施日	平成30年9月26日（水） 8：45～9：35
3. 講師	龍南建設株式会社 代表取締役 川浦 幸治 氏 伸洋土木株式会社 代表取締役 米丸 順也 氏
4. 講座内容	建設業全般
  	
現場見学会①（宮崎農業高等学校）	
1. 実施高校	宮崎農業高等学校 環境工学科 2年生 40名（うち女子3名）教師 2名
2. 実施日	平成30年9月26日（水） 9：45～15：30
3. 見学先	
工事名	東九州自動車道（清武～北郷）九平トンネル新設工事
施工業者	前田建設工業株式会社
発注先	国土交通省 九州地方整備局
見学会	  

現場見学会②（宮崎農業高等学校）

工 事 名	本庄橋上部工（P 2・P 3張出）工事
施工業者	オリエンタル白石・大和開発・旭建設特定 J V
発 注 先	宮崎県県土整備部高岡土木事務所
見 学 会	  

（２）都城工業高等学校

出前講座（都城工業高等学校）

1. 実施高校 都城工業高等学校 建設システム科 1 年生 40 名（うち女子 11 名）教師 2 名
2. 実 施 日 平成 30 年 10 月 18 日（木）8：45～9：35
3. 講 師 株式会社 桜木組 専務取締役 櫻木 博文 氏
（宮崎県建設業協会青年部連合会常任理事、都城地区建設業協会青年部長）
4. 講座内容 建設業について ほか



現場見学会①（都城工業高等学校）

1. 実施高校 都城工業高等学校 建設システム科 1 年生 40 名（うち女子 11 名）教師 2 名
2. 実 施 日 平成 30 年 10 月 18 日（木）9：45～15：30
3. 見 学 先①

工 事 名	都城きりしま支援学校教室棟増築工事
施工業者	一政建設 有限会社
発 注 先	宮崎県県土整備部宮繕課
見 学 会	  

現場見学会②（都城工業高等学校）

3. 見学会②

工事名	金武岳工区道路改良（補強土壁工、土工等）工事
施工業者	株式会社 桜木組
発注先	宮崎県県土整備部都城土木事務所

見学会



現場見学会③（都城工業高等学校）

4. 見学会③

工事名	金武岳工区道路改良（2号函渠工、土工等）工事
施工業者	丸昭建設 株式会社
発注先	宮崎県県土整備部都城土木事務所

見学会



（3）宮崎工業高等学校

出前講座（宮崎工業高等学校）

1. 実施高校 宮崎工業高等学校 建築科 1年生 40名（うち女子12名）教師 2名
2. 実施日 平成30年11月15日（木） 8:45～9:35
3. 講師 株式会社 ダイニチ開発 代表取締役 川越 昌一郎 氏
有限会社 宇治橋建設 代表取締役 宇治橋 信雄 氏
4. 講座内容 建設業全般



現場見学会①（宮崎工業高等学校）

1. 実施高校 宮崎工業高等学校 建築科 1年生 40名（うち女子12名）教師 3名
2. 実施日 平成30年11月15日（木） 9:55～15:30
3. 見学先①

工事名	南九州大学宮崎キャンパス学生会館新築工事
-----	----------------------

施工業者	株式会社 桜木組
------	----------

発注先	学校法人 南九州学園
-----	------------

見学会



現場見学会②（宮崎工業高等学校）

工事名	ニトリ宮崎北店新築工事
-----	-------------

施工業者	大淀開発 株式会社
------	-----------

発注先	ニトリ
-----	-----

見学会



現場見学会③（宮崎工業高等学校）

工事名	宮崎県防災拠点庁舎建設主体工事
-----	-----------------

施工業者	戸田・吉原・大和開発特定JV
------	----------------

発注先	宮崎県
-----	-----

見学会



(4) 日向工業高等学校

現場見学会①（日向工業高等学校）

1. 実施高校 日向工業高等学校 建築科 1年生 35名（うち女子2名）教師 2名
2. 実施日 平成30年11月19日（月） 9:20～13:00
3. 見学先

工事名	富高小学校管理・特別教室棟建築主体工事		
施工業者	坂本・木倉特定JV		
発注先	日向市		
見学会			

現場見学会②（日向工業高等学校）

工事名	あかつき学園移転建替工事		
施工業者	坂本建設 株式会社		
発注先	社会福祉法人ひまわり会		
見学会			

8. 建設人材育成・確保支援事業「H30みやざき建設技術フェア」を開催！

本会は、25年度より建設人材育成・確保支援事業を実施しており、その事業の一つとして、イベント・PR事業を展開するため、本年度も、11月16日（金）と17日（土）に宮崎県工業技術センターにおいて開催された「第25回みやざきテクノフェア」に参加し、PRイベントを実施した。

事業名を「みやざき建設技術フェア」として、重機の展示・試乗体験コーナー、レンガによる橋の模型作成コーナー、ドローンコーナー、パネル展示コーナーを設置し、県内の中・高生や親子連れの子供や小学生など多くの方が参加し所期の目的を達成した。

重機については、0.2㎡バックホー1台とスカイマスター1台を試乗体験。バックホーは、試乗を兼ね魚釣りを体験していただき、高所作業車スカイマスターにいたっては、行列が途切れることなく大反響であった。

また、橋の模型作成体験コーナーについては、レンガと砂を使用して、1.5m×30cmの橋（半円弧状）を作成し、作成後、橋を渡る体験をしていただき、学生や子供たちは、喚起に満ち溢れていた。



オープニングセレモニー山崎会長テープカット



建設技術フェア



魚釣り体験①



橋の模型作成体験①



高所作業車試乗①



魚釣り体験②



橋の模型作成体験②



高所作業車試乗②

9. 公共事業労務費調査(30.10月調査)最終対策説明会を開催

業界にとって最重要課題事項の一つとして位置付けられている労務単価の引き上げについて、公共事業労務費調査(30.10月調査)に選定(国・県工事)された会員企業並びに下請・協力会社を対象に、平成30年10月26日(金)に最終対策としての説明会を、宮崎観光ホテル東館3階「翠耀の間」で開催した。

昨年度に引き続き、講師として三宅昌規先生にご依頼し、職種の適正な選定や現場の就労実態に合った調査の対応、標準歩掛りからみた単価などに重点をおいて説明をいただいた。会員企業である元請会社並びにその下請会社・協力会社は、熱心に聞き入り、説明会終了後も、個別対応として相談を受けていた。

最終対策説明会は、現行の調査システムの対策として、国の記入要領説明会が終了し、最終提出する間の期間に設定して毎年実施しているものである。



講師の三宅氏



最終対策説明会

10. 平成30年度宮崎県委託事業「宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業」について

宮崎県建設業協会では、建設業への若年者の入職促進及び人材育成を目的として、宮崎県から委託を受けて「宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業」を実施しています。

新規に雇用された若年入職者に対し、建設業界人としての基礎的なスキルについて学ぶ集合研修を開催いたしました。

研修名	建設業新人研修Ⅲ(建設業法規編)
日時	平成30年10月30日(火) 13時30分から15時30分
場所	宮崎県建設会館 5階 会議室
内容	建設工事に関する法規に関する事項について、基本的な知識の習得を図る。
講師	宮崎県土木施工管理技士会登録講師 (株)共同技術コンサルタント 技術部技師長 小城 文男 氏
参加者	7人



建設工事に関する法規①



建設工事に関する法規②



研修講師：小城 文男 氏

11. 平成30年度2級建設業経理士に係る受験準備講座の開催案内

一般社団法人宮崎県建設業協会

さて、標記講座について、本年度も下記日時に実施いたしますので、受講希望の方は、ご応募いただきますようお願い申し上げます。

また、年明け3月10日に実施されます下期経理検定試験の申込期間が、11月16日（金）から12月18日（火）までとなっていることを申し添えます。

記

	平成30年度 上 期	平成30年度 下 期
1. 開催日時	7月2日（月）～4日（水）	1月15日（火）～17日（木）
2. 開催場所	宮崎県建設会館 5階	
3. 受講料	① 宮崎県建設業協会会員 12,000 円 ② 非 会 員 21,000 円 ※上記受講料消費税・テキスト代込、①②の差額協会負担	
4. 申込期間	開催日の1週間前まで ※相談可	
5. 申込先	宮崎県建設業協会 FAX 0985 - 23 - 6798 ※申込書 HP 参照	
6. 詳細	下記概要参照	
7. その他	申込人数によっては、開催できない場合があります。 ※本会より中止の通知又は連絡の案内が届かなければ、開催となります。	

2級建設業経理士受験準備講座 概要

① 講座内容 ※講義時間 9:30～17:15 ※電卓等計算機を持参

時間割	カリキュラム
第1日目	・3級の復習と建設業会計の基礎 ・工事原価の費目別計算と工事間接費の配賦 ・工事原価の部門別計算
第2日目	・主要取引の会計処理 (完成工事高、流動資産、流動負債、固定資産、引当金等)
第3日目	・主要取引の会計処理（株式会社会計、社債等） ・決算と財務諸表 ・本支店会計 ・模擬試験問題集を使用した演習

② 受講資格 建設業経理事務士3級合格者および3級有資格者と同等以上の知識を有する者

③ 受講料

- ・宮崎県建設業協会会員 12,000 円
- ・非 会 員 21,000 円
- ※1 上記受講料消費税・テキスト代込、差額協会負担
- ※2 受講料受講日に持参（協会領収書発行）お釣りの無いよう準備

④ 講 師 一般財団法人建設業振興基金 2級特別研修 講師経験者

⑤ 使用教材

- 1) 建設業概説書
- 2) 建設業会計講習・自習用テキスト
- 3) 建設業経理検定試験問題集・解答と解説

12. 平成30年度テレビCM放送のご案内

建設業は、宮崎における基幹産業であるとともに、住民生活や経済活動の基盤である社会資本整備の担い手として重要な役割を果たしており、さらに、県民の安全・安心を守る「地域のまち医者」的な役割も果たしております。しかしながら、いわゆる「3K」などのマイナスのイメージから、建設産業への若者の入職が進んでいないのが現状であり、人材を確保することが喫緊の課題であります。

本会においては、学生やその保護者に向けて建設産業の「魅力」を発信し、建設産業の「担い手の確保」「イメージアップ」を図るため、平成27年度からテレビCMによるPR広報を行っておりますが、本年度も継続して下記のとおり放映いたします。

平成30年度放送日のご案内

◆ CM 展開① ～番組提供枠～

1. 放送期間 平成30年4月4日(水)から平成30年8月29日(水)までの3ヵ月間
2. 放送形態 ○30秒・15秒CM、下記番組 毎週1回放送
○MRT わけもんGTの放送帯(毎週水曜20:00～21:00)
※特番等により、上記放送時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 シリーズ第1～3部作3本、タイムラプスCM1本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一歩ずつ」篇
◇第3部「未来へ」篇
◇タイムラプスCM篇

◆ CM 展開② ～番組提供枠～

1. 放送期間 平成30年9月5日(水)から平成31年2月27日(水)までの4ヵ月間
2. 放送形態 ○30秒・15秒CM、下記番組 毎週1回放送
○UMK ニュースの放送帯(毎週水曜20:54～21:00)
※特番等により、上記放送時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 シリーズ第1～3部作3本、タイムラプスCM1本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一歩ずつ」篇
◇第3部「未来へ」篇
◇タイムラプスCM篇

◆ CM 展開③ ～年末年始スポットCM～

1. 放送期間 平成31年1月1日(火)～平成31年1月6日(日)
2. 放送形態 30秒 UMKとMRTのスポットCM 合計51本
3. 放送内容 シリーズ3部作 第1～3部3本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一歩ずつ」篇
◇第3部「未来へ」篇

◆ CM 展開④ ～シネアドCM広告～

1. 放送期間 平成30年7月6日(金)～平成31年1月4日(金)
2. 放送形態 イオンモール宮崎セントラルシネマ 15秒CM
3. 放送内容 タイムラプス撮影による15秒CM 1ヶ月約1,350本
9スクリーン 年間動員数 約65万人



宮崎県建設業協会
イメージキャラクター
「オジギビット」

雇用改善コーナー

働き方改革「労働時間法制の見直しについて」のご案内

労働時間法制の見直しについて

(労働基準法、労働安全衛生法、労働時間等設定改善法の改正)

見直しの目的

「働き過ぎ」を防ぎながら、「ワーク・ライフ・バランス」と
「多様で柔軟な働き方」を実現します

⇒ 長時間労働をなくし、年次有給休暇を取得しやすくする、等によって、個々の事情にあった多様なワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。

⇒ 働き過ぎを防いで健康を守る措置をしたうえで、自律的で創造的な働き方を希望する方々のための、新たな制度をつくります。

見直しの内容

(解説ページ)

- | | |
|---------------------------|---|
| ① 残業時間の上限規制 | 2 |
| ② 「勤務間インターバル」制度の導入促進 | 4 |
| ③ 年5日間の年次有給休暇の取得（企業に義務づけ） | 4 |
| ④ 月60時間超の残業の、割増賃金率引上げ | 5 |
| ⑤ 労働時間の客観的な把握（企業に義務づけ） | 5 |
| ⑥ 「フレックスタイム制」の拡充 | 6 |
| ⑦ 「高度プロフェッショナル制度」を創設 | 7 |
| ⑧ 産業医・産業保健機能の強化 | 9 |

施行期日

2019年4月1日

※中小企業における残業時間の上限規制の適用は2020年4月1日

※中小企業における月60時間超の残業の、割増賃金率引上げの適用は2023年4月1日

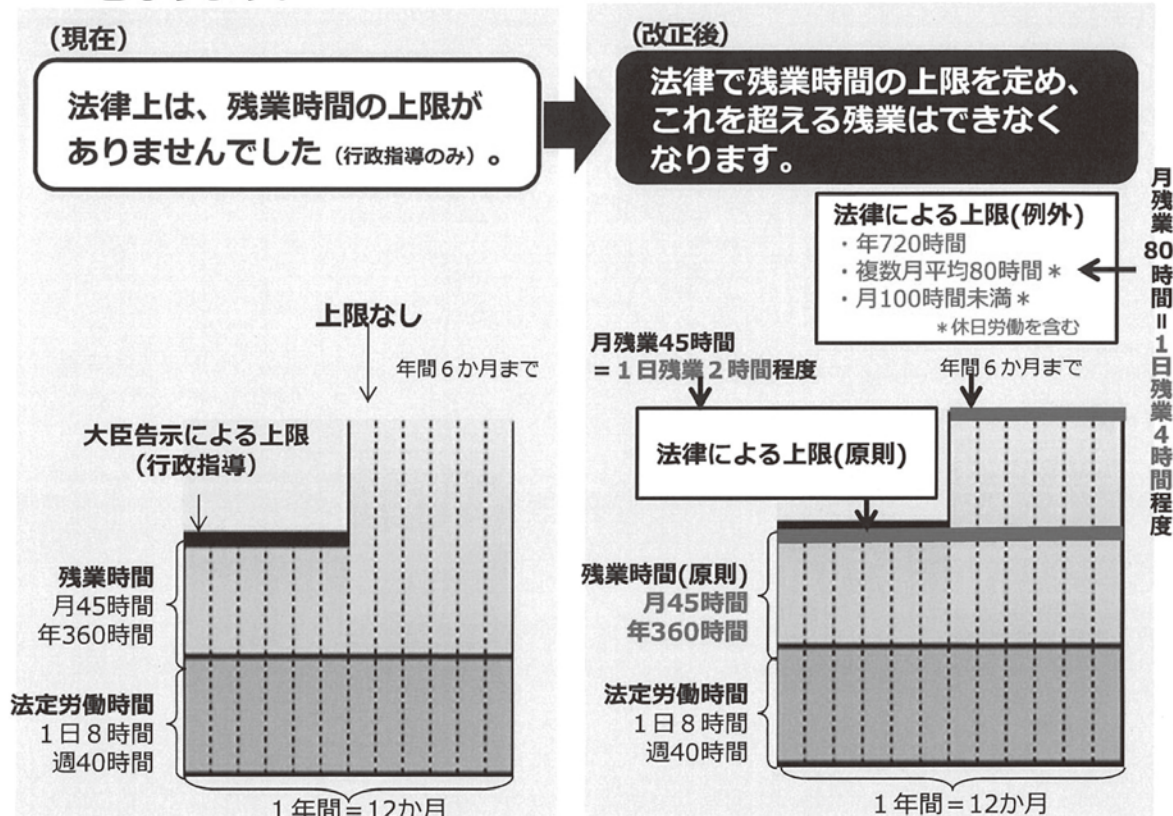


※上記⑦⑧については、<https://www.mhlw.go.jp/content/000335765.pdf> よりご確認ください。 **1**

雇用改善

① 残業時間の上限を規制します

残業時間の上限を法律で規制することは、70年前（1947年）に制定された「労働基準法」において、初めての大改革となります。



- ◎ 残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。（月45時間は、1日当たり2時間程度の残業に相当します。）
- ◎ 臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも、
- ・年720時間以内
 - ・複数月平均80時間以内（休日労働を含む）
 - ・月100時間未満（休日労働を含む）
- を超えることはできません。（月80時間は、1日当たり4時間程度の残業に相当します。）
- また、原則である月45時間を超えることができるのは年間6か月までです。
- ◎ 時間外労働を行うには、各事業場の労使で、上記の時間の範囲内で、時間外労働の上限を協定し（36協定）、所轄労働基準監督署に届け出ていただくことが必要です。（記載例参照）
- ◎ 36協定を締結する労使当事者は「指針」に定める事項に留意してください。

※36協定の記載例と指針に関する資料を厚生労働省HPにアップしましたので参照ください。

☞ 記載例 <https://www.mhlw.go.jp/content/000350328.pdf> / <https://www.mhlw.go.jp/content/000350329.pdf>（特別条項）

指針 <https://www.mhlw.go.jp/content/000350731.pdf>

(改正後)

※ただし、上限規制には適用を猶予・除外する事業・業務があります。

【適用猶予・除外の事業・業務】

自動車運転の業務	改正法施行5年後に、上限規制を適用します。 (ただし、 <u>適用後の上限時間は、年960時間</u> とし、将来的な一般則の適用については引き続き検討します。)
建設事業	改正法施行5年後に、上限規制を適用します。 (ただし、災害時における復旧・復興の事業については、複数月平均80時間以内・1か月100時間未満の要件は適用しません。この点についても、将来的な一般則の適用について引き続き検討します。)
医師	改正法施行5年後に、上限規制を適用します。 (ただし、具体的な上限時間等については、医療界の参加による検討の場において、規制の具体的あり方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得ることとしています。)
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	改正法施行5年後に、上限規制を適用します。
新技術・新商品等の研究開発業務	医師の面接指導(※)、代替休暇の付与等の健康確保措置を設けた上で、 時間外労働の上限規制は適用しません。 ※時間外労働が一定時間を超える場合には、事業主は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければならないこととします。

～中小企業の事情に配慮しながら助言指導を行います～

時間外労働の上限は、月45時間、かつ、年360時間が原則です。特例による場合であっても、できる限りこの水準に近づける努力が求められます。このため、新たに労働時間の延長や休日労働を適正なものとするための指針を厚生労働大臣が定め、必要な助言・指導を行うこととしています。

その際、当分の間、中小事業主に対しこの助言・指導を行うに当たっては、中小企業における労働時間の動向、人材確保の状況、取引の実態等を踏まえて行うよう配慮することとしています。

～取引環境の改善も重要です～

長時間労働の是正には取引環境の改善も重要です。

労働時間等設定改善法では、事業主の責務として、短納期発注や発注の内容の頻繁な変更を行わないよう配慮するよう努めることと規定されました。

雇用改善

② 「勤務間インターバル」制度の導入を促します

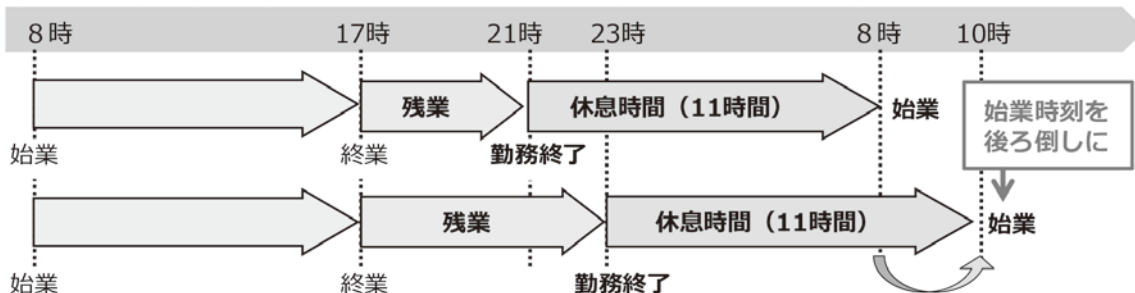
「勤務間インターバル」制度とは？

1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、
一定時間以上の休息時間（インターバル）を確保する仕組みです。



この仕組みを企業の努力義務とすることで、
働く方々の十分な生活時間や睡眠時間を確保します。

【例：11時間の休息時間を確保するために始業時刻を後ろ倒しにする場合】

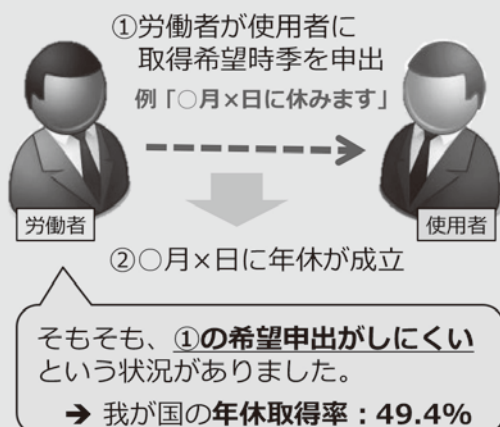


※「8時～10時」までを「働いたものとみなす」方法などもあります。

③ 年5日の年次有給休暇の取得を、企業に義務づけます

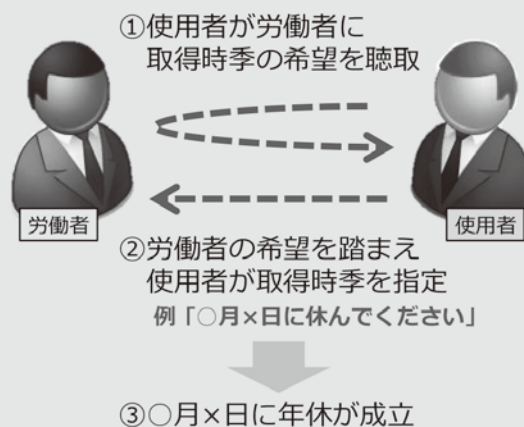
(現在)

労働者が自ら申し出なければ、
年休を取得できませんでした。



(改正後)

使用者が労働者の希望を聴き、
希望を踏まえて時季を指定。
年5日は取得していただきます。



④ 月60時間を超える残業は、割増賃金率を上げます

(現在)				(改正後)			
月60時間超の残業割増賃金率 大企業は 50% 中小企業は 25%				月60時間超の残業割増賃金率 <u>大企業、中小企業ともに 50%</u> ※中小企業の割増賃金率を上げ			
		1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕				1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
		60時間以下	60時間超			60時間以下	60時間超
大企業		25%	50%	大企業		25%	50%
中小企業		25%	25%	中小企業		25%	50%

⑤ 労働時間の状況を客観的に把握するよう、企業に義務づけます

(現在)

- 割増賃金を適正に支払うため、労働時間を客観的に把握することを通達で規定
→ 裁量労働制が適用される人などは、この通達の対象外でした。

【理由】

- ・ 裁量労働制の適用者は、みなし時間※に基づき割増賃金の算定をするため、通達の対象としない。
- ・ 管理監督者は、時間外・休日労働の割増賃金の支払義務がかからないため、通達の対象としない。

※「みなし(労働)時間」とは、実際の労働時間にかかわらず、あらかじめ定められた時間労働したものとみなすことをいいます。

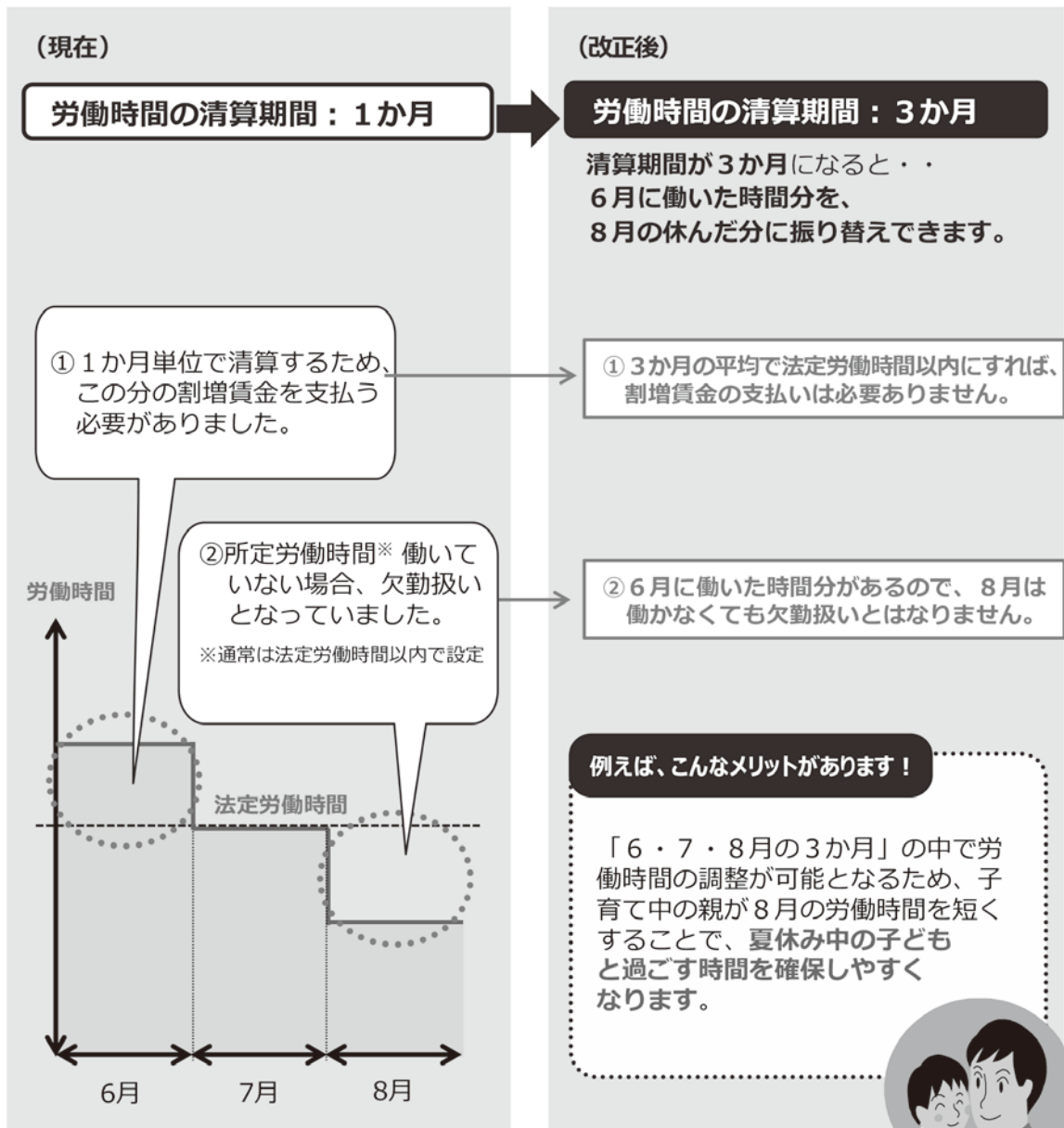
(改正後)

健康管理の観点から、裁量労働制が適用される人や管理監督者も含め、すべての人の労働時間の状況が客観的な方法その他適切な方法で把握されるよう法律で義務づけます。

労働時間の状況を客観的に把握することで、長時間働いた労働者に対する、医師による面接指導※を確実に実施します。

※「労働安全衛生法」に基づいて、残業が一定時間を超えた労働者から申出があった場合、使用者は医師による面接指導を実施する義務があります。

⑥ 「フレックスタイム制」を拡充します



★ 子育てや介護といった生活上のニーズに合わせて労働時間が決められ、より柔軟な働き方が可能になります。

事業協同組合

1. 下請セーフティネット債務保証制度について

債権譲渡は2種類！

- 県・宮崎市・延岡市・串間市発注工事は、新債権譲渡承諾依頼書及び契約証書で契約
- 上記以外の発注工事は、従来請負工事代金債権譲渡契約書で契約

必要書類

書 類 名	県・宮崎市・串間市	小林市・えびの市	延岡市	左記以外の国・市町村工事
1. 債権譲渡承諾依頼書及び契約証書	○		○	
2. 請負工事代金債権譲渡契約書		○		○
3. 借入申込書	○	○	○	○
4. 工事履行報告書及び出来高確認書	○	○		
5. 誓約書			○	○
6. 連帯保証書			○	○
7. 請負工事出来高証明書			○	○
8. 支払状況・支払計画書	○	○	○	○
9. 約束手形	○	○	○	○
10. 金銭消費貸借契約書	○		○	
11. 請求書	○	○	○	○

制度の概要・メリット

公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員等が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。

便 利！

債権譲渡することにより、必要な時に貸付を受けられるので、大変便利です。
特に県、宮崎市、小林市、えびの市、串間市発注工事は保証人は必要ありません。
工事出来高の範囲内であれば、必要な額を何度でも借入できます。

経審の評点アップ！

本制度を利用した工事金は、経営事項審査の経営状況分析における負債合計額から控除できるので、経営事項審査の評点アップにつながります。

共同購買事業により資材調達ができます！《県、宮崎市、串間市発注工事限定》

新債権譲渡契約書では、組合から資材の供給が受けられます。《組合共同購買事業を利用》
資材は、当該工事の出来高率により供給を受け、代金の支払いは、工事完成金で相殺できます。
《上記以外の発注工事では、共同購買事業はご利用できません。》

制度の基本的な仕組み！

- 金利及び事務手数料
- ※ 事務手数料、0.2%が加算されます。
- ※ 金利は、金融情勢により変動します。

貸付金額	500 万以下	500 万超
金 利	1.8%	2.2%
事務手数料	0.2%	0.2%

組 合

新貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市での発注工事》新債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計 算 式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

出来高率	算 式
99%以下	(請負額 × 出来高率 - 受領済額 - 違約金) × 90% 《担保掛目》
100% (完成)	請負額 × 出来高率 × 90% 《担保掛目》 - 受領済額

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額=660万円 (1,100万円-440万円)

○貸付金額=297万円 (1,100万円×80%-440万円-110万円)×90%

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》-440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金297万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市以外での発注工事》従来権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計 算 式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

算 式	請負額 × 出来高率 × 90% 《担保掛目》 - 受領済額
-----	--------------------------------

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額=660万円 (1,100万円-440万円)

○貸付金額=352万円 (1,100万円×80%×90%) - 440万円

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》-440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金352万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

2. ドローンの取り扱い窓口を開設しました

1 機体販売！(SEKIDO 正規販売代理店)

・各種初期設定済

2 機体レンタル・リース！(SEKIDO 正規販売代理店)

3 修理！(SEKIDO 正規販売代理店) ※他社購入でも修理可

4 サポート・メンテナンス！(SEKIDO 正規販売代理店)

・フライト訓練・年間メンテナンス

5 空撮！(提携会社)

6 測量！(提携会社)

7 3Dデータ作成！(提携会社)

8 CADデータ作成！(提携会社)



※ JUIDA 無人航空機操縦講習及び安全運航管理者講習は、宮崎県土木施工管理技士会で行っております。

技士会

1. 「監理技術者講習」について

平成30年度の(一社)全国土木施工管理技士会連合会主催の「監理技術者講習」は11月19日(月)で終了しました。本年度の受講者は5月、7月、9月、11月合計で190名でした。昨年より65名上回りました。技士会の監理技術者講習は、経験豊かな講師による対面式講習会となっております。大変、好評を得ておりますので次年度講習を予定されている方は技士会の講習会をお願い致します。

平成30年度の予定は、下記のとおりです。

日 程	場 所
平成31年 4月26日(金)	宮 崎 県 建 設 会 館
平成31年 8月 2日(金)	
平成31年 9月20日(金)	都 城 建 設 会 館
平成31年 11月 5日(火)	宮 崎 県 建 設 会 館

2. 第23回土木施工管理技術論文・技術報告募集のお知らせ

(一社)全国土木施工管理技士会連合会では、技術論文・技術報告を募集しています。

応募対象者は1・2級土木施工管理技士で個人または連名(共同執筆者は2人まで)となっています。工事規模の大小・工種の制限はありませんが、他団体、JCMに提出した論文・報告は応募できません。その他、詳細につきましては、(一社)全国土木施工管理技士会連合会のホームページの技術論文に記載されております。締め切りは、JCM ホームページからインターネット応募される場合は平成31年1月10日(木)事務局必着となります。優秀な技術論文・技術報告は表彰されます。

これまでの表彰歴は下記のとおりです。なお、敬称は略させていただきました。

- | | | | |
|-------|--------|------------|---------|
| ・第18回 | 最優秀論文賞 | 木下 哲治 | 旭建設(株) |
| | 報告特別賞 | 河野 義博 | 旭建設(株) |
| ・第19回 | 最優秀報告賞 | 河野 義博 | 旭建設(株) |
| ・第20回 | 報告特別賞 | 林 基樹 | 日新興業(株) |
| ・第21回 | 優秀論文賞 | 佐藤 豊明 | 日新興業(株) |
| ・第22回 | 優秀論文賞 | 片岡 雅志・一瀬浩二 | 清本鐵工(株) |
| | 特別論文賞 | 佐藤 豊明 | 日新興業(株) |

建退共 ■ ■

1. 建退共事務担当者研修会を開催しました

平成 30 年 10 月 26 日（金）に西都地区建設会館、11 月 2 日（金）に高千穂地区建設会館において、建退共の事務担当者研修会を開催し、多くの事業所にご参加いただきました。

今後とも建退共制度へのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。



西都地区建設会館



高千穂地区建設会館

2. 理事長表彰伝達式について

平成 30 年度における建退共制度の普及協力者に対する（独）勤労者退職金共済機構理事長表彰の伝達式を 10 月 31 日（水）、宮崎県建設会館で行い当支部の山崎支部長が伝達しました。

◆ 事業所表彰 ◆

（株）藤元建設（代表取締役 藤元 建二） 東諸県郡

（株）九南（代表取締役社長 黒川 浩之） 宮崎市【出席は取締役総本部長 永石 昭博】



3. 建退共宮崎県支部取扱状況（10月分）

	共済契約者 (社)	被共済者 (名)
前月末計	2,651	31,527
加 入	7	133
脱 退	5	99
当月末計	2,653	31,561

	手帳更新 件数(件)	退職金支給状況		掛金収納状況(千円)	
		件数(件)	金額(円)		
前月分までの累計	451,392	51,022	31,763,809,482	前 月 分	84,527
当月分	976	78	64,823,022		
総 累 計	452,368	51,100	31,828,632,504	当 年 度 累 計	391,639
(当年度累計)	5,867	609	575,431,667		

建災防 ■ ■

1. 平成30年度建設業年末年始労働災害防止強調期間について

●本期間:平成30年12月1日～平成31年1月15日

無事故の歳末 明るい正月

初めに、7月に西日本を襲った豪雨、9月の大型台風21号・24号による暴風雨や高潮、平成30年北海道胆振東部地震など、日本各地で甚大な被害を及ぼす自然災害が続発いたしました。これらの未曾有の災害でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

さて、建設業における労働災害は、会員各位をはじめ関係者の熱意と長年にわたる地道な安全衛生活動により、長期的には減少傾向にありましたが、平成29年の死亡災害と休業4日以上之死傷災害は共に前年に比べて増加いたしました。

さらに、平成30年10月の速報値では死亡者数は203人と、前年同期に比べて9人の減少となっておりますが、休業4日以上之死傷者数は9,943人と、前年同期より98人増加と、本年も高止まりの状況が続いております。

この状況を踏まえて、厚生労働省からは、法令の遵守をはじめとする基本的な労働災害防止対策の徹底の文書が発信されています。今後、先の自然災害からの復旧・復興工事に加えて、冬季には凍結や降雪による労働災害や火災災害も予想され、さらにこの時期は、工事の輻輳化による労働災害の発生リスクの高まりも懸念されます。建設業の労働災害防止に向けて、今一度真摯に労働災害防止活動に取り組む必要があります。

具体的には、店社及び現場でのリスクアセスメントを確実に実施するため、新しくなった建設業労働安全衛生マネジメントシステム（ニューコスモス）の積極的な運用を図ると共にフルハーネス型安全帯の円滑な導入・定着など、労働災害防止活動を積極的に進めてください。

当協会では12月1日から来年1月15日までを「建設業年末年始労働災害防止強調期間」と定め、会員各位が取り組む事項を盛り込んだ実施要領を作成いたしました。

また、本年度は「第8次建設業労働災害防止5ヵ年計画」の初年度でもあります。計画期間中の目標である労働災害の減少に向けても、会員各位をはじめ関係者が一丸となり、本実施要領を踏まえ、経営トップのリーダーシップの下、「安全衛生管理体制の確立」「三大災害防止対策の徹底」「建設現場のメンタルヘルス対策」の一層の充実をお願いいたします。

年末年始を無事故・無災害とするために、さらなる安全衛生管理活動の充実を図り、新しい年を明るい気持ちで始められるよう、心より祈念申し上げます。

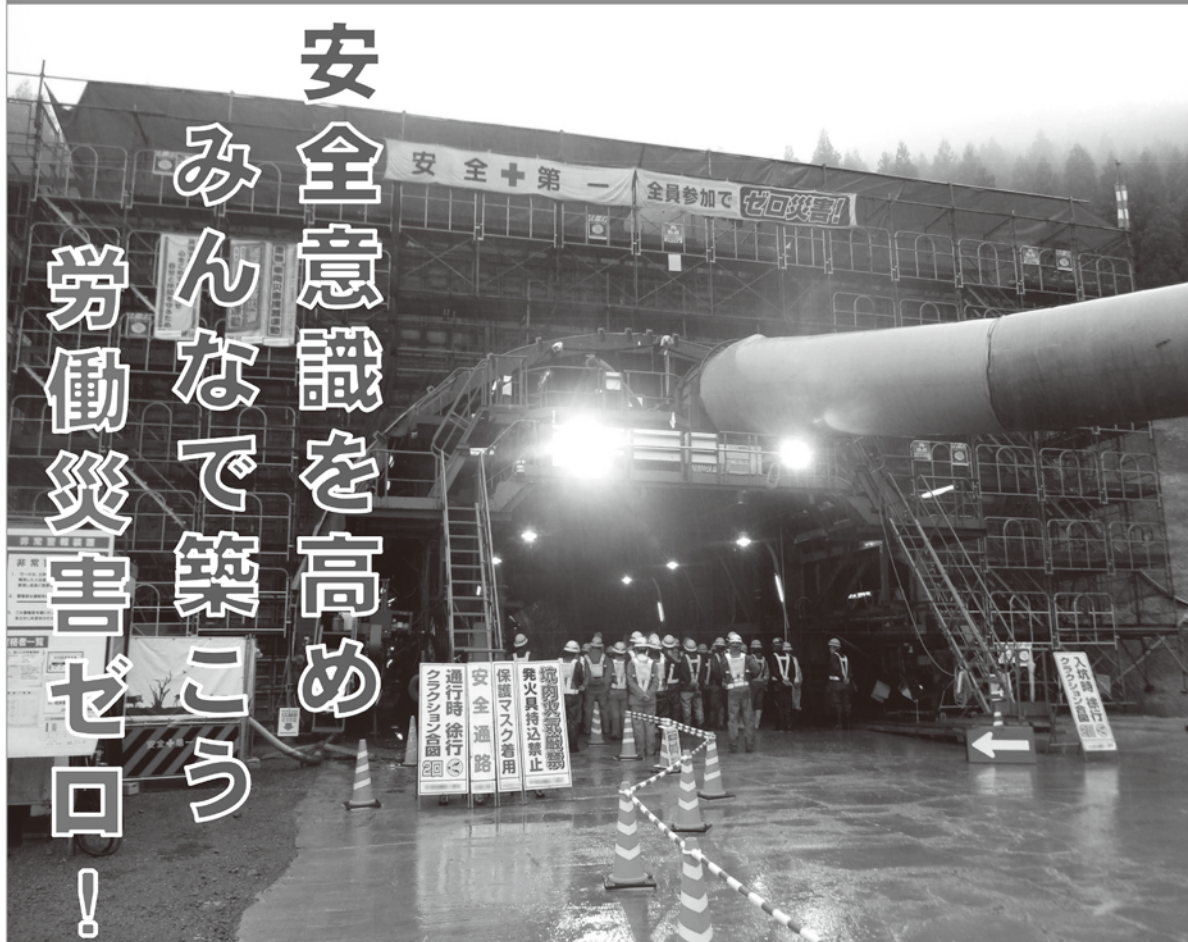
平成30年11月

建設業労働災害防止協会
会長 銭 高 一 善



年末年始 建設業労働災害防止 強調運動

実施期間/12月1日～1月15日



安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

改正等のポイント 施行日：平成31年2月1日

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更
2. 墜落制止用器具は原則「フルハーネス型」を使用
3. 「安全衛生特別教育」の受講が必要



■ 厚生労働省 宮崎労働局
宮崎労働基準監督署
延岡労働基準監督署
都城労働基準監督署
日南労働基準監督署

■ 国土交通省 九州地方整備局
宮崎河川国道事務所
延岡河川国道事務所
宮崎港湾・空港整備事務所
■ 農林水産省 九州農政局
西諸農業水利事業所

■ 宮崎県
県土整備部、農政水産部、環境森林部、企業局
■ 建設業労働災害防止協会 宮崎県支部
■ 宮崎県港湾漁港建設協会
■ 建設荷役車両安全技術協会 宮崎県支部

2. 平成30年度宮崎県産業安全衛生大会が開催されました！

平成30年11月8日（木）、佐土原総合文化センターにおいて、宮崎県産業安全衛生大会が開催されました。大会は、宮崎県労働災害防止団体連合会の主催により、宮崎労働局、宮崎県、宮崎市等の後援をいただき開催されたもので、当日は約400名の参加がありました。

大会では、水永 正憲 氏（宮崎県キャリア教育支援センター トータルコーディネーター）による『人を育てる 次世代を担う人財育成』のテーマで講演があり、また、安全衛生優良事業場として、建設業関係では、

株式会社 坂口組（宮崎分会）

株式会社 内山建設（日向分会）の2社が表彰されました。



大会 宣言

宮崎県内における労働災害は、平成二十年の一、四四四人から平成二十九年の一、二九八人と一四六人減少している。

しかし、死亡者数は平成二十年の七人から平成二十九年は一七人と大きく増加している。

また、労働者の健康面では、職場の定期健康診断の有所見率が五三、九％となっており、依然として半数を超える労働者の健康に問題が見られる。

さらに、精神障害の労災認定件数も平成二八年の二人から五人と増加し、このうち、自殺が三人となっている。

これらの状況を踏まえ、

「職場内で、安全の意識、危険ゼロの意識が薄れていないか」「仕事に追われて、身近に心身の不調を訴えている同僚を見逃していないか」を改めて自問自答し、職場における危険の芽やストレス要因を見つけ出すなど、リスクアセスメントやメンタルヘルス対策の確実な実施が強く求められている。

このような中、本年度を初年度とする、宮崎労働局『第一三次労働災害防止推進計画』が新たに作成され、二〇二二年度までに労働災害を五％以上減少すること、及びメンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合が八十％以上とすることを目標として取り組むこととなった。

我々は、本大会を契機に、経営トップの強いリーダーシップのもとに、参加者一人ひとりが原点に立ち戻り、人命尊重の基本理念を再認識し、労働災害の大幅な減少と働く人の健康確保増進を図り、快適な職場作りに向けて全力を尽くすことをここに誓う。

右 宣言する。

平成三十年十一月八日

平成三十年 宮崎県産業安全衛生大会

3. 労働保険適用促進強化期間について(宮崎労働局よりお知らせ)

事業主のみなさまへ

労働保険の成立手続はおすすめですか

◆ 労働保険とはこのような制度です

労働保険とは、労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といわれます。）と雇用保険を総称した言葉であり、保険給付は両保険制度で別個に行われますが、保険料の徴収等については、原則的に、一体のものとして取り扱われます。

労災保険は、労働者が業務上または通勤途中で負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に、被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

雇用保険は、労働者が失業した場合、失業給付を支給して生活の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。また、失業の予防、雇用機会の拡大、雇用構造の改善、労働者の能力の開発・向上、高齢者や育児・介護をする労働者の雇用継続の支援などの事業も行っています。

◆ 労働保険は、強制保険です

労働保険は政府が管理、運営している強制的な保険であり、農林水産の事業の一部を除き、労働者を1人でも雇っていれば、原則として適用事業となりますので、事業主は労働保険に加入しなければなりません。パートタイム労働者についても、一定の要件を満たせば雇用保険の被保険者となります。

現在、労働保険の未手続事業に対しては「労働保険未手続事業一掃対策」を実施しており、行政からの再三にわたる加入手続指導によっても加入手続を取らない事業主に対しては、職権による加入手続も視野に入れて取り組んでいます。

◆ 労働保険の加入手続は

加入手続は、最寄りの労働基準監督署、またはハローワーク（公共職業安定所）でお願いします。

加入手続等の事務処理が煩わしいとお考えの事業主の方は、厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主等の団体である労働保険事務組合や社会保険労務士に事務処理を委託できる制度もありますのでご利用ください。

詳しくは、労働基準監督署またはハローワーク(公共職業安定所)まで

宮崎労働局労働保険徴収室 Tel 0985 - 38 - 8822

4. 建設工事の職場環境改善実務担当者講習会の開催について

建設業労働災害防止協会では、建設工事に従事する方々のストレス低減（メンタルヘルス対策）のため、「建災防方式健康 KY」と「無記名ストレスチェック」を考案しその推進を図っています。

当支部では、この「建災防方式健康 KY と無記名ストレスチェック」の実施とその結果に基づく職場環境改善によるメンタルヘルス対策の取組みを促進するため、「建設工事の職場環境改善実務担当者講習」を開催いたしますのでご案内いたします。

1) 受講対象者

建設現場において無記名ストレスチェックを活用した職場環境改善を実施及び指導・助言しようとする者

（建設事業者の安全衛生担当者及び産業保健スタッフ等）

2) 講習日時・会場

平成31年1月16日（水） 10:00～17:00

ひまわり荘（宮崎市瀬頭2丁目4番5号）

3) 講習内容

- ① 建設業におけるメンタルヘルス対策の必要性
- ② 職場におけるメンタルヘルス対策
- ③ 建設現場のメンタルヘルス対策
- ④ 無記名ストレスチェックを活用した建設現場の職場環境改善の進め方

4) 受講料

会員	9,460円（受講料 5,400円 テキスト代 4,060円）
非会員	11,620円（受講料 7,560円 テキスト代 4,060円）

※問い合わせ先

建災防 宮崎県支部 TEL 0985（20）8610

火薬協会

1. 平成30年度火薬類保安検査及び武器等製造販売立入検査について

平成 30 年 12 月から平成 31 年 2 月にかけて火薬類保安検査等が実施されます。

火薬類製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、火薬類取締法第 35 条に基づき、製造施設又は火薬庫並びに保安組織及び方法について県知事が行う保安検査を受けなければなりません。

なお、宮崎市内については、火薬類取締法の規制に関する事務が県から宮崎市に権限移譲されていますので宮崎市長が行う保安検査を受けなければなりません。

該当事業所については、特に次のことについて事前に確認されるようお願いします。

(1) 確認事項

ア 保安検査までに確認しておく事項

- | | |
|-------------|---|
| ・ 保安手帳 | 保管場所の確認 |
| ・ 火薬庫販売台帳 | 記載漏れ・間違いがないか |
| ・ 庫外貯蔵庫出納帳簿 | 同 上 |
| ・ 火薬庫出納帳簿 | 同 上 |
| ・ 火薬庫について | 入口の扉は 2 重扉で、内扉と外扉にはそれぞれ施錠されているか
壁等にヒビはないか
周辺に枯草等燃えるものはないか
貯水槽の水は減っていないか
警鳴装置は正常に作動するか 等 |

イ 武器製造・販売立入検査までに確認しておく事項

- | | |
|----------------|---------------------|
| ・ 帳簿 | 記載漏れはないか |
| ・ 警報装置 | 正常に作動するか |
| ・ 施錠状況 | 鍵は壊れていないか |
| ・ 販売用銃の保管数量 | 立入検査時までに数量を確認しておくこと |
| ・ 修理・預かり銃の保管数量 | 同 上 |

(2) 保安検査申請手続きについて

保安検査申請書を作成し、宮崎県収入証紙 41,000 円分を貼付して前回の保安検査証の交付を受けた日から 11 か月を超えない日までに県消防保安課まで提出（書留郵送可）して下さい。

保安検査に合格すると保安検査証が交付されますが、少なくとも次年度の保安検査証が交付されるまでは保管しておくようにして下さい。

なお、宮崎市内に火薬庫を所有若しくは占有する業者は宮崎市消防局に申請手続を確認して申請書を提出して下さい。

(3) 実施計画表

区 分	検 査 日 程	開 始 時 間	対 象 事 業 所
1	砕 石	平成30年12月13日(木)	13:00 (有) 荒殿興業
2	販売銃砲	平成30年12月18日(火)	13:00 日置銃砲火薬店
3	販売銃砲	平成31年 1月 9日(水)	13:00 (有) 佐藤銃砲火薬店
4	販売銃砲	平成31年 1月10日(木)	09:30 (有) 村上銃砲火薬店
5	販売銃砲	平成31年 1月10日(木)	13:00 (有) 小泉銃砲火薬店
6	販売銃砲	平成31年 1月16日(水)	11:00 (有) 柿園花火
7	販 売	平成31年 1月22日(火)	10:00 カヤク・ジャパン(株)東海工場
8	販売銃砲	平成31年 1月24日(木)	10:30 (有) 仁岸銃砲火薬店
9	銃 砲	平成31年 1月24日(木)	13:00 柗崎銃砲火薬店
10	販売銃砲	平成31年 1月29日(火)	13:00 秋本銃砲火薬店
11	販 売	平成31年 1月31日(木)	13:00 カヤク・ジャパン(株)雷管工場
12	販売銃砲	平成31年 2月 5日(火)	13:00 (株)井上火薬
13	砕 石	平成31年 2月 7日(木)	10:30 矢野産業(株)日向碎石工場
14	販売銃砲	平成31年 2月 7日(木)	13:00 (有) 石川銃砲火薬店
15	販売銃砲	平成31年 2月13日(水)	10:00 井上銃砲火薬店
16	販売銃砲	平成31年 2月14日(木)	10:00 上村銃砲火薬店
17	銃 砲	平成31年 2月14日(木)	13:00 柿並銃砲店
18	販 売	平成31年 2月14日(木)	14:30 県漁連
19	銃 砲	平成31年 2月19日(火)	10:00 (有) 遠山銃砲火薬店
20	銃 砲	平成31年 2月19日(火)	11:00 井内金物店銃砲カヤク部
21	銃 砲	平成31年 2月19日(火)	13:00 水間銃砲火薬店
22	販 売	平成31年 2月21日(木)	13:00 後藤銃砲火薬店

2. 火薬関係講習会の日程について（今年最後の講習会です。）**(1) 責任者及び従事者保安講習会**

月 日	曜	開催地	講 習 会 場	講 習 時 間
12月20日	木	宮 崎 市	宮 崎 県 建 設 会 館	13:00～17:00

(2) 再教育講習会

月 日	曜	開催地	講 習 会 場	講 習 時 間
12月20日	木	宮 崎 市	宮 崎 県 建 設 会 館	10:00～17:00

※ 火薬類保安手帳(黒手帳)の有効期間内に保安講習を受講しなかった方は、再教育講習を受講して、新たに保安手帳の交付申請をすることになります。

従事者手帳(黄色手帳または青色手帳)の有効期限内に従事者講習を受講しなかった方は、新たに従事者講習を受講して従事者手帳の交付申請をすることになります。

なお、保安手帳の期限が失効された方は、火薬等の作業に従事できませんので注意して下さい。

平成31年の当協会の最初の再教育講習及び保安講習(従事者講習を含む)は、5月に開催予定です。

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（平成30年10月分）

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

(単位:件、百万円、%)

I. 全般の状況

年 度	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
平成30年度	541	8.4	12,384	3.1	2,426	▲ 2.9	77,541	▲ 3.2
平成29年度	499	12.1	12,011	5.2	2,498	▲ 8.7	80,095	▲ 2.1
平成28年度	445	▲ 22.3	11,415	▲ 19.2	2,735	13.9	81,802	13.9

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比（以下同じ）

II. 発注者別の状況

(単位:件、百万円、%)

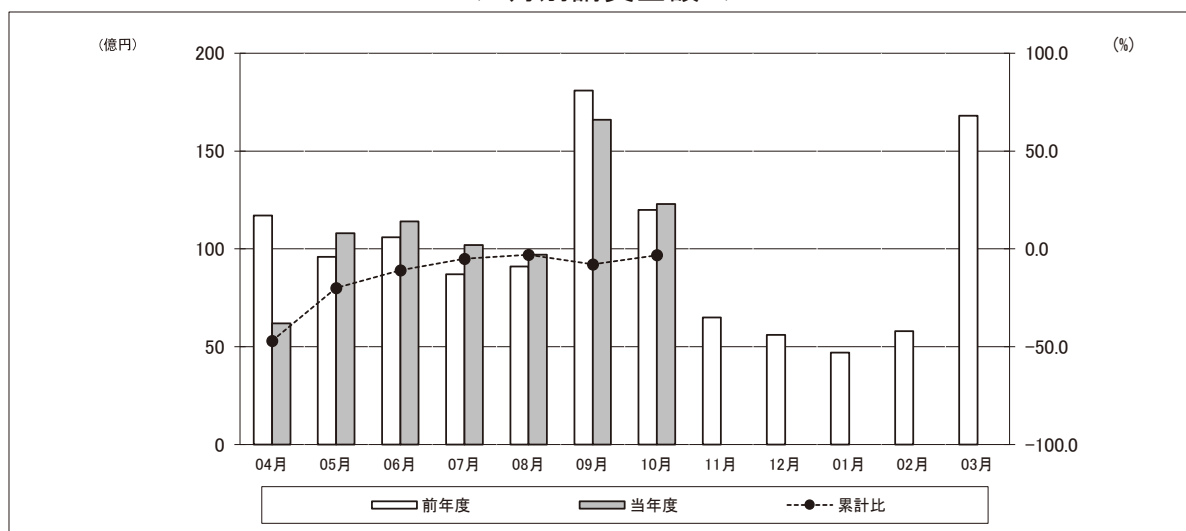
発 注 者	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	15	0.0	1,114	51.4	201	6.3	18,349	8.4
独立行政法人等	3	0.0	183	▲ 1.2	10	▲ 37.5	720	▲ 70.2
県	220	4.8	6,100	9.1	922	▲ 4.2	29,703	18.3
市町村	299	12.4	4,793	▲ 7.9	1,273	▲ 2.2	26,605	▲ 21.6
その他	4	▲ 20.0	193	▲ 34.4	20	▲ 33.3	2,162	25.8
計	541	8.4	12,384	3.1	2,426	▲ 2.9	77,541	▲ 3.2

III. 地区別の状況

(単位:件、百万円、%)

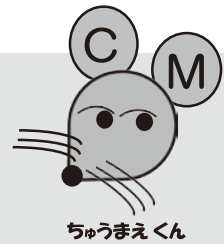
地 区	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	101	1.0	2,626	6.1	477	▲ 5.0	22,581	17.9
日 南	31	121.4	1,125	281.5	187	14.0	5,587	20.6
串 間	19	▲ 17.4	369	▲ 0.3	86	▲ 11.3	1,395	▲ 13.3
都 城	69	4.5	1,936	38.4	360	13.2	13,834	▲ 9.8
小 林	57	5.6	947	▲ 6.7	260	▲ 10.0	6,143	▲ 28.3
高 岡	21	▲ 27.6	312	▲ 13.2	79	▲ 10.2	3,023	93.8
西 都	24	▲ 45.5	538	▲ 20.7	131	▲ 21.1	3,349	1.9
高 鍋	25	▲ 19.4	491	▲ 48.7	124	▲ 12.1	3,922	▲ 27.2
日 向	96	28.0	2,002	▲ 4.9	335	▲ 6.2	7,814	▲ 27.0
延 岡	34	17.2	1,139	▲ 29.3	190	5.6	5,363	▲ 6.7
西臼杵	64	88.2	892	21.2	197	0.5	4,525	9.9
計	541	8.4	12,384	3.1	2,426	▲ 2.9	77,541	▲ 3.2

< 月別請負金額 >



2. 中間前払金制度のご案内

御社の工事には “ちゅうまえ”がついている！ 中間前払金制度のご案内



西日本建設業保証株式会社

工期の半分が経過し、工事出来高が 50%を超えていれば、当初の前払金（請負金額の 40%）に加えて、さらに 20%の中間前払金を受け取ることができます。
※対象条件は発注者によって異なります。詳しくは弊社までお問い合わせください。

例えば請負金額5000万円の場合・・・

1000万円が即利用可能！ 保証料はわずか**6500円！**

手続きの流れ

発注者へ「認定請求書」を提出

発注者より「認定調書（通知書）」が交付

保証会社へ保証申込み

「保証証書」を発注者へ提出

発注者より中間前払金が入金～ご利用

安い！ “ちゅうまえ”
3つのメリット

保証料率0.065%！
借入利息より
はるかに安い！

簡単！

簡便な出来高検査！
煩雑な資料作成も
不要！

便利！

簡単手続きで払出OK！
入金後すぐ利用
できます。

保証申込に必要な書類

・保証申込書・前払金使途内訳明細書・認定調書（通知書）

お申し込み・お問い合わせは・・・

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店

TEL 0985-24-5656

FAX 0985-20-1167

平成30年度宮崎県内の中間前払金保証実績（平成30年10月末現在）

（単位：件、百万円、%）

発注者	件数	増減率	請負金額	増減率
国土交通省	1	<	23	<
宮崎県	47	▲44.7	1,634	▲50.0
宮崎市	14	7.7	1,060	149.5
都城市	3	▲72.7	62	▲97.0
延岡市	4	▲55.6	174	▲80.8
日南市	2	0.0	290	1164.0
小林市	5	▲16.7	119	▲93.6
綾町	1	▲50.0	40	▲26.3
高千穂町	1	<	6	<
美郷町	1	<	18	<
土地開発公社	2	<	615	<
計	81	▲39.6	4,048	▲54.0

建設業情報管理センターからのお知らせ

建設業 経営状況分析の申請は

一般財団法人

建設業情報管理センター

ココがNO1
↑
**経営状況分析
取扱件数**

ココがNO1
↑
**29年度 経営状況分析
申請取扱件数**

ココがNO1
↑
**29年度 経営状況分析
申請取扱シェア件数**

CIIC

昭和63年(1988年)設立以来、
経営状況分析取扱件数延べ

440万件以上



ソフトも充実! **インストール不要** **会員登録不要** **利用料・更新料一切不要**

便利でお得な**無料配布ソフト**

『なんでも経審』

建設業
許可

経営事項
審査

経営状況
分析

などの

申請書類や財務諸表がこれ1本で、簡単に作成できます!

CIIC 電子申請にマイページ機能を搭載!

- ① 電子申請ができる
- ② 過去の申請履歴が確認できる
- ③ 現在申請中の進捗状況が確認できる
- ④ 分析手数料の支払いができる
- ⑤ 結果通知書の受取方法が選択できる

便利なコンビニ受け取りサービス!

「電子申請」または「郵送申請」
どちらのお客様も
サービスが受けられます!

コンビニなら24時間受取OK!

登録経営状況分析機関 登録番号 1 【アドレス】<http://www.ciic.or.jp/> 又は、CIIC 検索

CIIC 一般財団法人 建設業情報管理センター 九州事務所

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目14番18号(福岡建設会館6階)
TEL 092-483-2841



当財団は、
情報セキュリティ
マネジメントシステム
(ISMS)に関する
ISO規格(27001)の
認証を取得しています。

建設業福祉共済団からのお知らせ

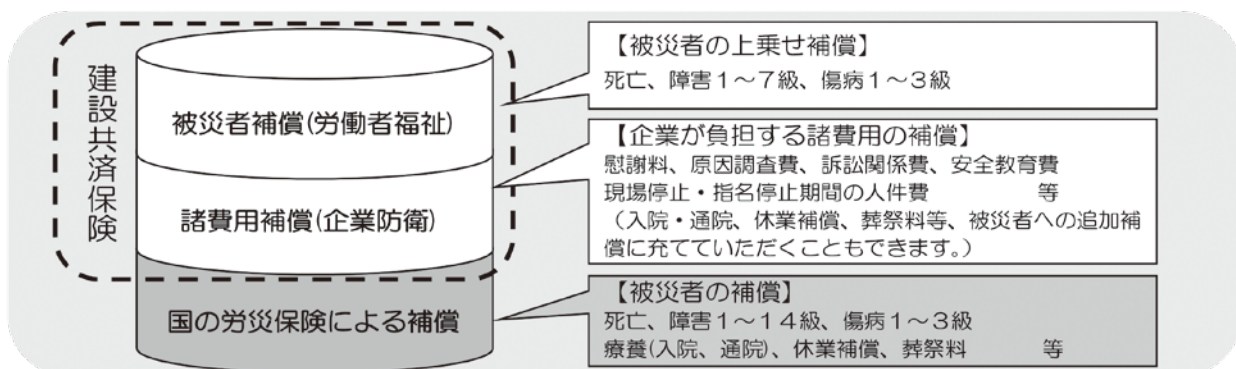
＜法定外労災補償制度＞

建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！
(年間完成工事高契約)

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。



1. 加入対象企業

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。

2. 補償の対象となる方

保険契約者が施工する元請・下請工事現場に就労する、自社および下請会社に雇用される労働者（アルバイト等を含みます。）を無記名で補償します。

※保険契約者である事業主(労災保険の特別加入をすることができる方(従業員300人以下の場合))も補償対象となります。

※役員、事務職員等の方は追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

3. 保険金をお支払いする場合

労災保険法に定める業務上または通勤途上の災害により、死亡、障害の1級から7級、または傷病の1級から3級に該当した場合です。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において15点の加算

【年間掛金の目安】

保険金区分合計 1,000万円

(被災者補償保険金 500万円)

(諸費用補償保険金 500万円) の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	57,760円	22,040円
5億円	121,600円	46,400円
10億円	197,600円	75,400円
50億円	760,000円	290,000円

保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍となります。

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者（死亡および障害・傷病3級以上）の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- 安全衛生推進者表彰 等

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

公益財団法人 建設業福祉共済団

Tel 03-3591-8451

URL: <http://www.kyousaidan.or.jp/>



建設共済保険

取扱機関

一般社団法人 宮崎県建設業協会

Tel 0985-22-7171

検索

働く人たちを 守る保険。

大企業も中小企業も

建設共済保険

法定外労災補償制度

契約者と業界の発展のために

安い
掛金

手厚い
補償
(障害7級まで)

事業内容
ますます充実

経営事項審査において15点の加点になります。

「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人 建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8(虎ノ門驛平タワー11階)
TEL: 03-3591-8451 FAX: 03-3591-8474

■取扱機関: (一社)宮崎県建設業協会
〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19 ☎0985-22-7171

<http://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険

Q検索

